

動薬協会発 84 号
令和 7 年 8 月 27 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり消費・安全局長通知（7 消安第 2883 号）がありましたので、お知らせします。

7 消 安 第 2883 号
令和 7 年 8 月 25 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

別紙 1

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 正 後	前 正 前
別表第 1 (第 1 条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～ニ (略) ヌ 安息香酸は、<u>豚</u>を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。 ネ～ヒ (略) (3)～(5) (略) 2～6 (略)	別表第 1 (第 1 条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～ニ (略) ヌ 安息香酸は、<u>体重がおおむね70kg以内の豚 (種豚育成中のものを除く。)</u>を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。 ネ～ヒ (略) (3)～(5) (略) 2～6 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

体重がおおむね 70kg 以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料以外の飼料に用いることができないと定められている飼料添加物「安息香酸」について、豚を対象とする飼料全般に用いることができるようにしたいと、メーカーから要望があった。そのため、「安息香酸」について、対象家畜を拡大する。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会の意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

省令別表第 1 の 1 の（2）のヌにおいて、安息香酸は豚以外の飼料に用いてはならない旨を規定する改正を行う。

4 施行期日

令和 7 年 8 月 25 日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 6 月 30 日～7 月 29 日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、「安息香酸」の対象家畜を拡大するため、省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

省令において、飼料一般の製造の方法の基準（対象家畜規定）を改正しました。
本剤に関する省令等の改正は、令和7年8月25日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）

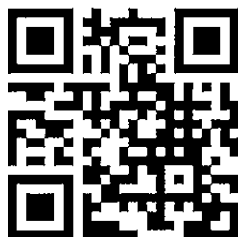
※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（ご参考）

○官報 令和7年8月25日（本紙第1534号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当：農林水産省 消費・安全局

畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）